

2 現行ルートでの広場再整備案に関する意見

(1) 路面電車の広場への進入方法について

【主な意見】

- ・ 現行ルート案で路面電車の立体化を検討すべきではないか。
- ・ 現行ルート案で路面電車を高架にする場合、猿猴橋町4番交差点（西国街道）で車両の高さ制限が必要とのことであるが、乗用車しか通っていない路線であり、基準（道路構造令）を守る必要はない。

【説明内容】

- ・ 現行ルートにおける路面電車の立体化について

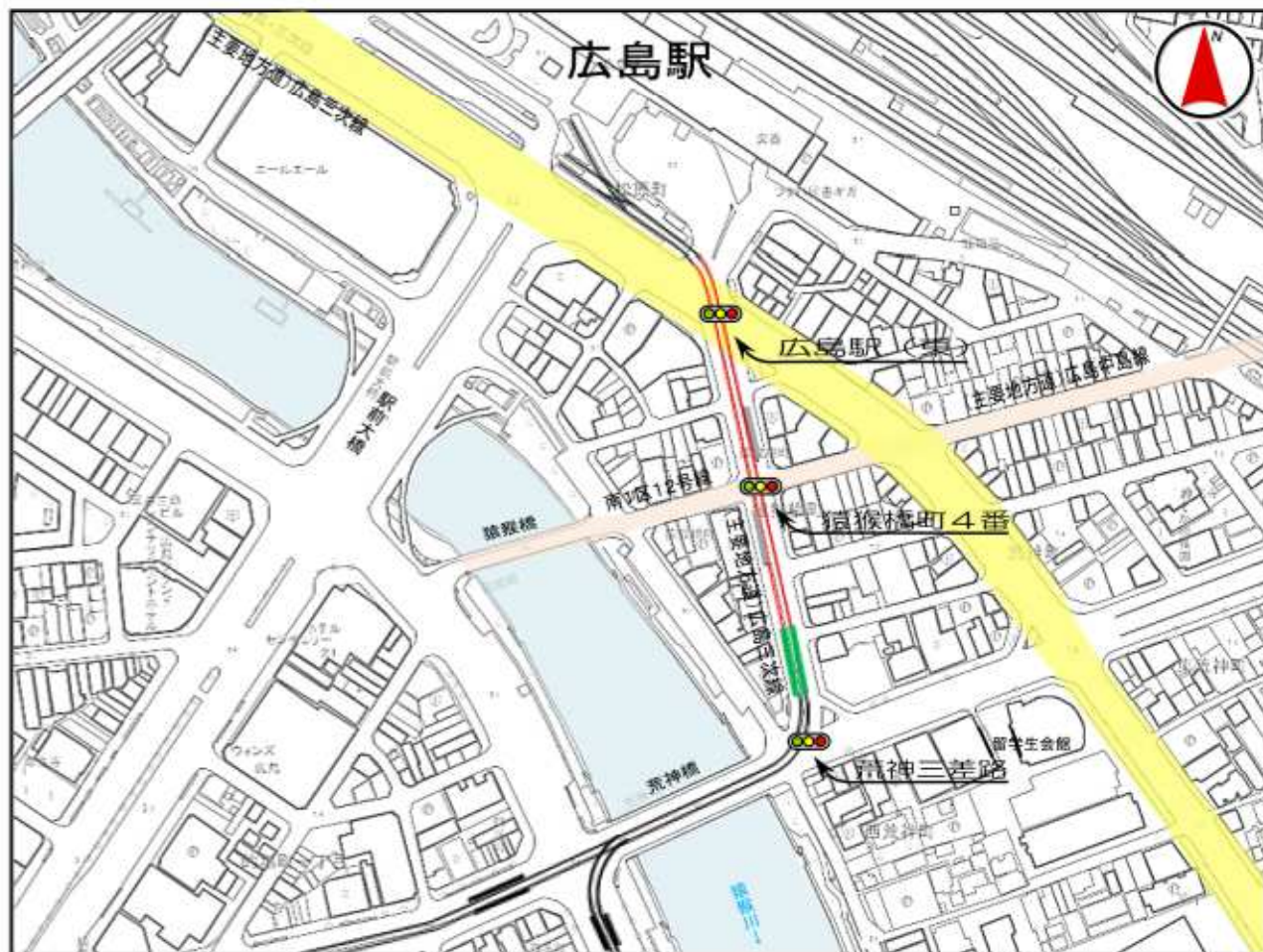


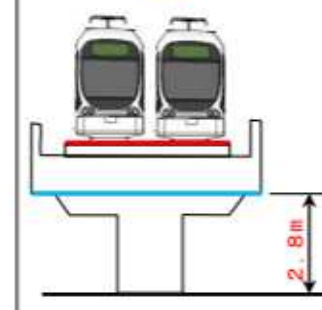
図 2-1 現行ルート進入方法検討図

<路面電車を高架とする場合>

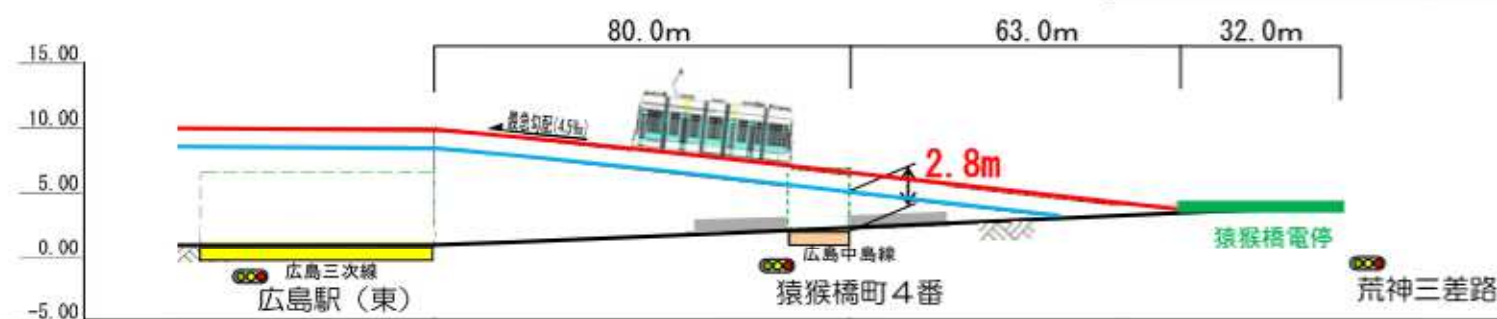
猿猴橋電停から最急勾配で高架化した場合においても猿猴橋町4番交差点において、車両通行箇所における高さが2.8mとなり、道路構造令で定める建築限界（高さ：4.5m以上）を確保できず、大型車両（トラック、バス）が通行できません。

道路構造令の建築限界は、車両等の交通の安全を確保するために規定されており、順守する必要があります。

【断面図：猿猴橋町4番】



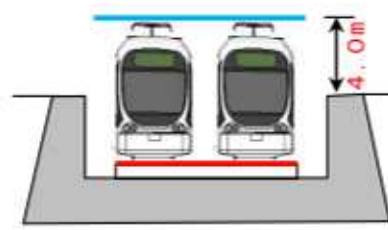
【縦断面図】



<路面電車を地下とする場合>

猿猴橋電停から最急勾配で地下化した場合においても猿猴橋4番交差点及び広島駅（東）交差点において、路面電車により交差点が分断されることにより、各交差点で自動車が通行不可能となるという問題があります。

【断面図：猿猴橋町4番】



【縦断面図】

